

議案第57号

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和44年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月24日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

議会議員の期末手当について、職員の期末手当及び勤勉手当との均衡を図るため支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。